

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年3月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人フラワーアーティスト育成協会

(2) 代表者の氏名

宮本 信子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区新町通三条上町頭町112番地 菊三ビル3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本古来より伝わるいけばなの洗練された美しさに、欧米で育ったフラワーデザインを取り入れ、お互いの長所を生かし、現代のライフスタイルに合った欧風いけばなを普及するため、フラワーデザインの技術と向上をはかり、豊かな情操を養い、この法人による独自のフラワーアレンジの資格認定およびフラワー装飾士国家技能検定訓練の実施、国内活動や国際交流を通じたフラワーデザインの普及事業、フラワーデザインを通じた次世代伝承、まちづくりや環境保全、社会福祉を視野に入れた事業を行い、もって広く生活文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年3月6日

(文化市民局地域自治推進室)